

**平成20年度  
再商品化委託申込みを受付中**  
(財)日本容器包装リサイクル協会(以下協会)

●受付期間 平成20年2月1日(金)まで

協会では、容器包装に関わる事業者のみなさまからの平成20年度再商品化委託申込みを受け付けております。

委託申込みは単年度ごとです。

19年度に申込みされた方も申込みが必要です。

平成20年度「再商品化委託申込書類」は12月6日に発送済みです。

●20年度分からの改正「容器法」による主な変更点は

- ・市町村への資金拠出制度が始まります
- ・P E Tボトル区分に調味料が追加されます

容器包装区分上、P E Tボトルに区分される商品に次の5つの調味料が追加されます。

①しょうゆ加工品、②みりん風調味料、③食酢、④調味酢、⑤ドレッシングタイプ調味料(食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄によって中身および臭いを除去するものでなければなりません)

【問い合わせ・申込先】

新発田商工会議所 TEL 22-2757

商工会議所では(財)日本容器包装リサイクル協会への登録申請窓口業務を行っています。

國民生活金融公庫では、改正建築基準法の施行に伴う建築確認・検査の厳格化等により影響を受けた中小企業の皆様と、原油価格の上昇に伴う原材料価格の高騰により影響を受けた中小企業の皆様からの融資相談をお受けいたしました。お気軽にお問い合わせ先へお問い合わせください。

主な融資制度は下記のとおりとなっています。

お問い合わせ先 国民生活金融公庫新潟支店 ☎ 025-228-1225 または当所 ☎ 025-221-2757

※利率は返済期間によって異なる利率が適用される場合があります。

利 率	返 済 期 間	融 資 額	資 金 使 途	制 度 名
年 2 · 3 %	5 年 以 内 (特 に 必 要 な 場 合 は 7 年 以 内)	普通貸付とあわせて4,700万円以内	売上減少等、一定の要件を満たす中小企業の方が、経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金	経営環境変化資金(セーフティネット貸付)
		振興事業貸付(運転資金)とあわせて5,700万円以内	売上減少等、一定の要件を満たす生活衛生関係営業者が、経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金	経営環境変化資金(生活衛生セーフティネット貸付)

リサイクルの義務のある特定事業者について詳しく知りたい方は、(財)日本容器包装リサイクル協会ホームページ(<http://www.jcpa.or.jp>)を御覧下さい。登録申請がまだお済みでない事業者は当所までご連絡下さい。

**「建築関連中小企業者対策と原油価格上昇に関する特別相談窓口」のご案内**